

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和5年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和5年4月分最終給与締切日現在において、全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所461事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

前記3の(1)に記載している461事業所を組織、規模、産業別に14層に層化した後、無作為抽出法で144事業所を抽出し、実地調査を行った。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種について、該当従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員は、すべて除外した。

5 集計

(1) 調査実人員

4,182人（うち初任給関係職種269人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は23,413人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、すべて母集団に復元して行った。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所 119	事業所 35	事業所 50	事業所 34
農 業 ， 林 業 、 漁 業		5	0	1	4
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 業 採 取 業 、 建 設		8	2	1	5
製 造 業		41	10	21	10
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 業 水 道 運 輸 業 ， 情 報 通 信 業 ・ 業 、 業 ， 業 ， 業		18	7	6	5
卸 売 業 ， 小 売 業		10	2	4	4
金 融 業 ， 保 険 業 、 貸 付 業 動 産 業 ， 物 品 貸 付 業		5	4	1	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 業 医 療 ， 福 祉 、 サ ー ビ ス 業		32	10	16	6

- (注) 1 上記のほか、規模が調査対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が25あった。
 2 調査対象事業所144に占める調査完了事業所119の割合（調査完了率）は、82.6%である。
 なお、調査対象事業所144から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2を除いた142に占める調査完了事業所119の割合（調査完了率）は83.8%である。
 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。（以下、各表について同じ。）

第2表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
		円	円	円	円	
事 務	新 卒 事 務 員	大 学 卒	193,535	193,722	193,776	185,000
		短 大 卒	164,096	164,398	163,762	-
		高 校 卒	157,954	155,352	160,899	152,667
技 術 関 係	新 卒 技 術 者	大 学 卒	201,950	223,713	196,240	172,692
		短 大 卒	170,723	189,600	168,333	-
		高 校 卒	166,344	172,066	164,199	167,742
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	197,333	202,553	195,183	174,743	
	短 大 卒	165,642	165,937	165,420	-	
	高 校 卒	162,204	160,374	162,715	164,916	

- (注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 備考 職員の場合、行政職の現行初任給（事務・技術共通）は、大学卒 185,200 円、短大卒 167,100 円、高校卒 154,600 円である。

第3表 民間における企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 規模計

1 - 1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	8	55.7	704,537	146	704,391	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表その2規模50人以上、本表その3規模100人以上500人未満及び本表その4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	3	56.3	799,620	0	799,620		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	5	55.3	646,838	235	646,603		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	4	52.1	715,255	0	715,255	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	2	54.6	793,182	0	793,182		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	2	47.8	576,013	0	576,013		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	93	53.9	553,345	2,555	550,790	2課以上又は構成員20人以上の部の長の職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	58	53.5	564,634	2,272	562,362		
	短大卒	6	53.1	577,433	6,646	570,787		
	高校卒	29	55.0	522,200	2,142	520,058		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	68	53.9	615,132	5,055	610,077	同上	同上	
大学卒	40	53.5	645,335	3,619	641,716			
短大卒	3	48.0	545,801	0	545,801			
高校卒	24	54.8	573,912	8,255	565,657			
中学卒	*	*	*	*	*			

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	54	52.5	541,096	7,011	534,085	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	本表その2規模 500人以上、本 表その3規模 100人以上500人 未満及び本表そ の4規模100人 未満の対応級欄 参照
	大学卒	35	53.1	562,974	7,568	555,406		
	短大卒	3	50.8	482,792	0	482,792		
	高校卒	16	51.4	501,155	7,171	493,984		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	27	51.8	562,533	2,765	559,768	同 上	同 上
	大学卒	21	52.1	592,779	580	592,199		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	6	50.6	447,091	11,103	435,988		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	189	49.0	519,959	10,685	509,274	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	同 上
	大学卒	120	47.8	541,035	12,534	528,501		
	短大卒	11	48.5	439,295	7,805	431,490		
	高校卒	57	51.2	495,618	6,710	488,908		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	201	49.5	550,271	6,321	543,950	同 上	同 上
	大学卒	112	49.3	588,167	5,715	582,452		
	短大卒	19	51.2	498,403	7,942	490,461		
	高校卒	68	49.2	493,489	7,229	486,260		
中学卒	2	53.7	440,985	0	440,985			

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	84	45.4	487,394	38,587	448,807	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	本表その2規模500人以上、本表その3規模100人以上500人未満及び本表その4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	54	43.3	489,309	45,015	444,294		
	短大卒	8	48.8	487,856	49,880	437,976		
	高校卒	20	49.6	473,793	23,915	449,878		
	中学卒	2	46.5	541,432	0	541,432		
	技術課長代理	92	39.9	516,387	78,313	438,074	同 上	同 上
	大学卒	67	39.0	520,037	83,335	436,702		
	短大卒	4	51.7	535,567	62,508	473,059		
	高校卒	21	46.7	448,696	11,586	437,110		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	200	44.8	376,785	44,151	332,634	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	119	43.3	390,263	50,823	339,440		
	短大卒	16	46.9	336,787	24,657	312,130		
	高校卒	64	46.8	364,707	38,089	326,618		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	233	45.4	472,819	79,785	393,034	同 上	同 上
大学卒	102	43.6	489,527	95,505	394,022			
短大卒	14	46.4	487,646	86,308	401,338			
高校卒	117	47.2	450,996	60,540	390,456			
中学卒	—	—	—	—	—			

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務主任	133	44.6	324,712	34,238	290,474	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	本表その2規模500人以上、本表その3規模100人以上500人未満及び本表その4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	61	42.1	340,971	36,123	304,848		
	短大卒	13	47.8	312,015	31,916	280,099		
	高校卒	59	46.5	311,454	32,870	278,584		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術主任	187	44.0	411,213	67,967	343,246	同上	同上
	大学卒	82	42.4	433,388	85,231	348,157		
	短大卒	8	47.7	437,838	86,128	351,710		
	高校卒	97	44.9	392,597	53,675	338,922		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係員	970	37.0	283,943	32,885	251,058		同上
	大学卒	416	34.9	306,090	40,917	265,173		
	短大卒	105	46.3	300,077	28,514	271,563		
	高校卒	446	37.0	256,132	25,291	230,841		
	中学卒	3	46.6	260,610	23,147	237,463		
	技術係員	861	37.8	363,449	67,522	295,927		同上
	大学卒	397	37.0	386,629	76,771	309,858		
	短大卒	78	40.9	356,466	65,124	291,342		
	高校卒	383	38.1	333,449	55,307	278,142		
中学卒	3	51.9	365,981	89,156	276,825			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)		
		人	歳	円	円	円		
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	2	57.5	325,391	75,966	249,425		
	守 衛	3	62.3	286,032	32,874	253,158		
	用 務 員	—	—	—	—	—		
研究関係職種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	
	研 究 部 (課) 長	—	—	—	—	—		
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	—		
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—		
	研 究 員	—	—	—	—	—		
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—		
医療関係職種	病 院 長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上	
	副 院 長	—	—	—	—	—		
	医 科 長	—	—	—	—	—		
	医 師	7	60.9	1,292,690	83,585	1,209,105		
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—		
	関係職種	薬 局 長	3	52.5	462,289	37,349	424,940	部下に薬剤師2人以上
		薬 剤 師	16	32.0	349,269	31,410	317,859	
		診 療 放 射 線 技 師	17	37.7	322,500	42,910	279,590	
		臨 床 検 査 技 師	17	32.6	252,677	23,522	229,155	
		栄 養 士	18	33.6	233,782	11,430	222,352	
理 学 療 法 士		39	31.2	266,898	6,015	260,883		
作 業 療 法 士		22	33.1	267,947	4,483	263,464		
職種	総 看 護 師 長	*	*	*	*	*	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	看 護 師 長	22	49.5	403,605	42,522	361,083		
	看 護 師	100	33.3	322,166	24,567	297,599		
	准 看 護 師	34	39.7	260,160	39,920	220,240		

職 種 名			調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
					きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)	
			人	歳	円	円	円	
教 育 関 係	大 学	学長・副学長・学部長	8	62.5	633,599	0	633,599	
		教 授	30	57.9	599,349	0	599,349	
		准 教 授	22	50.0	488,695	0	488,695	
		講 師	26	44.8	443,369	0	443,369	
		助 教	12	37.8	407,678	0	407,678	
		校 長	*	*	*	*	*	
職 種	高 等 学 校	教 頭	2	58.5	501,650	0	501,650	
		教 諭	42	43.0	413,527	17,778	395,749	
海 事 関 係 職 種	沿 海 ・ 平 水	船 長 ・ 機 関 長	10	56.5	797,082	275,649	521,433	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
		一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	15	52.2	669,783	195,149	474,634	
		二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	10	52.6	634,095	168,889	465,206	
		三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—	
		甲 板 長 ・ 操 機 長	15	38.7	523,173	157,704	365,469	
		甲 板 手 ・ 操 機 手	2	35.5	509,593	173,809	335,784	
		甲 板 員 ・ 機 関 員	13	30.7	444,663	142,172	302,491	

その2 規模500人以上

(企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上)

2-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
事業 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	8	55.7	704,537	146	704,391	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級
	大学卒	3	56.3	799,620	0	799,620		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	5	55.3	646,838	235	646,603		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	2	54.1	809,904	0	809,904	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	39	52.8	612,461	335	612,126	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	29	52.5	599,617	457	599,160		
	短大卒	2	54.1	720,848	0	720,848		
	高校卒	8	53.5	617,711	0	617,711		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	27	54.5	724,617	414	724,203	同上	同上	
大学卒	20	54.3	728,715	553	728,162			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	6	56.1	720,528	0	720,528			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	18	52.6	613,265	1,784	611,481	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長一課 長間）	行政職9級
	大学卒	13	52.8	631,055	79	630,976		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	4	51.3	545,263	8,009	537,254		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	14	53.6	662,425	821	661,604	同 上	同 上
	大学卒	14	53.6	662,425	821	661,604		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	111	48.7	560,723	7,240	553,483	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 7級、8級
	大学卒	74	46.8	583,035	8,956	574,079		
	短大卒	6	47.2	449,045	9,059	439,986		
	高校卒	31	52.5	535,358	3,723	531,635		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	97	50.1	631,667	4,657	627,010	同 上	同 上	
大学卒	71	49.5	637,116	4,301	632,815			
短大卒	9	52.3	580,715	0	580,715			
高校卒	16	51.6	631,851	7,725	624,126			
中学卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級			
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)					
	人	歳	円	円	円					
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	47	44.5	520,679	39,990	480,689	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5級、6級		
	大学卒	27	42.1	527,329	50,467	476,862				
	短大卒	4	49.3	564,885	67,301	497,584				
	高校卒	14	48.7	491,113	17,235	473,878				
	中学卒	2	46.5	541,432	0	541,432				
	技術課長代理	78	39.7	521,671	79,678	441,993	同 上	同 上		
	大学卒	64	38.9	521,133	83,280	437,853				
	短大卒	4	51.7	535,567	62,508	473,059				
	高校卒	10	48.4	520,642	0	520,642				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	事務係長	93	45.2	419,680	54,655	365,025			係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	63	43.8	426,605	60,131	366,474				
	短大卒	6	44.4	366,418	24,209	342,209				
	高校卒	24	48.8	419,108	50,829	368,279				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	技術係長	126	44.7	524,011	106,365	417,646	同 上	同 上		
	大学卒	69	42.8	518,685	115,998	402,687				
	短大卒	8	46.1	530,736	109,263	421,473				
	高校卒	49	47.8	531,921	88,228	443,693				
	中学卒	—	—	—	—	—				

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	43	45.4	367,293	42,849	324,444	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のうち、 課長代理以上に 直属し、部下を有する 者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）	行政職2級 (一部は3級、 4級)
	大 学 卒	18	42.3	385,690	54,320	331,370		
	短 大 卒	6	45.6	329,001	38,224	290,777		
	高 校 卒	19	48.1	360,840	34,381	326,459		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	47	44.5	545,920	112,442	433,478	同 上	同 上
	大 学 卒	17	46.5	553,409	155,744	397,665		
	短 大 卒	4	46.1	559,238	131,300	427,938		
	高 校 卒	26	43.2	540,244	87,217	453,027		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 係 員	432	35.5	289,885	40,210	249,675	同 上	行政職1級
	大 学 卒	200	32.9	304,617	50,221	254,396		
	短 大 卒	52	45.7	314,855	36,376	278,479		
	高 校 卒	180	35.9	263,872	28,535	235,337		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 員	369	39.2	405,597	83,685	321,912	同 上	同 上
	大 学 卒	190	37.5	423,322	91,480	331,842		
	短 大 卒	44	40.6	380,410	76,805	303,605		
高 校 卒	134	41.6	380,985	71,841	309,144			
中 学 卒	*	*	*	*	*			

その3 規模100人以上500人未満

(企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上)

3-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級	
	大学卒	—	—	—	—			
	短大卒	—	—	—	—			
	高校卒	—	—	—	—			
	中学卒	—	—	—	—			
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	41	55.1	507,503	3,596	503,907	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	25	55.0	530,824	5,381	525,443		
	短大卒	2	48.4	357,991	0	357,991		
	高校卒	14	56.3	484,991	851	484,140		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	28	52.5	513,173	13,659	499,514	同上	同上	
大学卒	12	51.4	515,104	13,699	501,405			
短大卒	2	49.9	523,901	0	523,901			
高校卒	14	53.7	510,156	15,520	494,636			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	33	52.3	491,931	9,355	482,576	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長一課 長間）	行政職 7級、8級
	大学卒	20	53.3	512,032	14,036	497,996		
	短大卒	2	47.8	379,820	0	379,820		
	高校卒	11	51.3	475,667	2,150	473,517		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	11	52.0	448,072	6,149	441,923	同 上	同 上
	大学卒	6	50.4	432,484	0	432,484		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	5	53.8	465,860	13,166	452,694		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	68	49.2	446,836	17,876	428,960	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 5級、6級
	大学卒	42	49.6	457,547	20,612	436,935		
	短大卒	4	52.8	431,503	0	431,503		
	高校卒	21	48.3	429,229	12,466	416,763		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	82	48.0	426,242	9,208	417,034	同 上	同 上
	大学卒	37	48.8	446,651	10,098	436,553		
	短大卒	6	49.4	407,461	24,696	382,765		
	高校卒	39	47.1	410,571	5,937	404,634		
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	29	48.0	394,500	36,960	357,540	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職4級
	大学卒	19	46.2	399,381	34,454	364,927		
	短大卒	4	48.1	372,726	23,843	348,883		
	高校卒	6	53.6	394,972	54,310	340,662		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	7	49.9	375,514	43,382	332,132	同 上	同 上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	6	50.0	380,329	35,083	345,246		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	91	44.9	331,607	35,148	296,459	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	44	44.0	347,434	42,602	304,832		
	短大卒	10	48.8	313,395	25,010	288,385		
	高校卒	36	44.5	317,918	29,545	288,373		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	88	46.0	372,221	34,227	337,994	同 上	同 上
	大学卒	28	45.2	372,962	28,383	344,579		
	短大卒	3	42.1	342,633	42,527	300,106		
	高校卒	57	46.6	373,625	36,893	336,732		
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	58	44.8	311,499	34,963	276,536	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のうち、 課長代理以上に 直属し、部下を有する者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	27	43.4	335,404	31,846	303,558		
	短 大 卒	4	46.3	322,425	35,235	287,190		
	高 校 卒	27	45.9	286,131	38,011	248,120		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	93	44.8	344,296	45,853	298,443	同 上	同 上
	大 学 卒	42	43.4	361,000	51,327	309,673		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	50	45.7	331,714	41,641	290,073		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 係 員	410	38.7	281,695	23,974	257,721		行政職1級
	大 学 卒	182	38.6	315,694	27,975	287,719		
	短 大 卒	41	46.3	280,878	19,307	261,571		
	高 校 卒	185	37.1	246,028	20,647	225,381		
	中 学 卒	2	39.5	281,113	33,484	247,629		
	技 術 係 員	383	35.6	289,377	39,303	250,074		同 上
	大 学 卒	172	36.5	304,738	44,286	260,452		
	短 大 卒	21	40.7	295,849	36,670	259,179		
	高 校 卒	188	34.1	273,219	34,162	239,057		
中 学 卒	2	44.9	337,124	92,498	244,626			

その4 規模100人未満

(企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上)

4-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
事業 ・ 技術 関係 職種	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級、7級	
	大学卒	—	—	—	—			
	短大卒	—	—	—	—			
	高校卒	—	—	—	—			
	中学卒	—	—	—	—			
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	13	54.6	449,103	8,822	440,281	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	4	54.3	428,079	0	428,079		
	短大卒	2	55.5	475,326	28,163	447,163		
	高校卒	7	54.5	453,625	8,337	445,288		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	13	55.3	503,984	0	503,984	同上	同上	
大学卒	8	53.9	524,940	0	524,940			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	4	56.0	469,870	0	469,870			
中学卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	3	54.2	505,247	24,924	480,323	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長一課 長間）	行政職 6級、7級
	大学卒	2	54.0	483,883	6,173	477,710		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	2	35.5	362,134	0	362,134	同 上	同 上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	10	50.6	380,211	15,479	364,732	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職5級
	大学卒	4	53.8	391,737	15,000	376,737		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	5	50.1	368,123	12,977	355,146		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	22	50.9	447,898	7,097	440,801	同 上	同 上
	大学卒	4	49.8	476,400	6,250	470,150		
	短大卒	4	51.3	449,982	0	449,982		
	高校卒	13	50.7	440,674	10,088	430,586		
	中学卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	8	46.9	394,955	25,312	369,643	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職4級
	大学卒	8	46.9	394,955	25,312	369,643		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	7	42.1	357,539	35,724	321,815	同 上	同 上
	大学卒	2	52.0	409,923	90,613	319,310		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	5	38.1	336,585	13,769	322,816		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	16	41.5	350,995	25,013	325,982	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	12	37.8	342,442	27,378	315,064		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	4	52.5	376,654	17,919	358,735		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	19	49.0	420,717	21,470	399,247	同 上	同 上
	大学卒	5	50.5	523,286	30,037	493,249		
	短大卒	3	52.8	419,552	12,255	407,297		
高校卒	11	47.2	374,413	20,088	354,325			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	32	42.9	272,605	17,169	255,436	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のうち、 課長代理以上に 直属し、部下を有する者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	16	39.4	285,239	17,017	268,222		
	短 大 卒	3	54.8	259,804	13,331	246,473		
	高 校 卒	13	44.5	260,010	18,243	241,767		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	47	41.5	361,711	51,668	310,043	同 上	同 上
	大 学 卒	23	36.5	459,421	84,063	375,358		
	短 大 卒	3	50.5	257,987	18,937	239,050		
	高 校 卒	21	45.6	269,513	20,864	248,649		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 係 員	128	40.7	255,180	20,685	234,495		行政職1級
	大 学 卒	34	35.1	259,997	17,001	242,996		
	短 大 卒	12	51.1	261,155	4,017	257,138		
	高 校 卒	81	41.3	252,773	24,956	227,817		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 係 員	109	33.8	281,994	35,448	246,546		同 上
	大 学 卒	35	32.9	268,066	27,103	240,963		
	短 大 卒	13	43.1	325,401	47,591	277,810		
	高 校 卒	61	32.4	281,451	37,976	243,475		
中 学 卒	—	—	—	—	—			

第4表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
	%	%	%	%	%	%
大学卒	規模計	28.7	(64.3)	(35.7)	(0.0)	71.3
	500人以上	28.6	(61.8)	(38.2)	(0.0)	71.4
	100人以上 500人未満	33.7	(61.5)	(38.5)	(0.0)	66.3
	100人未満	18.0	(81.3)	(18.8)	(0.0)	82.0
高校卒	規模計	34.9	(49.3)	(50.7)	(0.0)	65.1
	500人以上	30.3	(36.1)	(63.9)	(0.0)	69.7
	100人以上 500人未満	39.4	(44.7)	(55.3)	(0.0)	60.6
	100人未満	31.5	(78.6)	(21.4)	(0.0)	68.5

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第5表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		78.9%
配偶者に家族手当を支給する		(92.2%)
家族手当制度がない		21.1%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	10,201円
	配偶者と子1人	15,691円
	配偶者と子2人	21,114円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第6表 民間における在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
%	%	%	%
32.0	(23.9)	(76.1)	68.0

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
	規 模 計	63.0	37.0	61.2	38.8	61.7	38.3
	500人以上	61.3	38.7	56.6	43.4	54.4	45.6
	100人以上500人未満	66.0	34.0	65.8	34.2	67.5	32.5
	100人未満	58.2	41.8	56.1	43.9	57.7	42.3

第8表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
100.0	77.3	22.7	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項目	給与減額あり	給与減額なし	
			60歳で減額	
		%	%	%
課 長 級		52.4	38.1	47.6
非 管 理 職		44.0	28.8	56.0

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第10表において同じ。)
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
61.8 %	69.0 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。